

宮城の教育の復興に向けて

宮城県教育委員会教育長 小林伸一

第5回中央教育審議会教育振興基本計画部会(平成23年7月4日)資料

1 東日本大震災による宮城県の被害の状況

(1) 人的被害(調査継続中) (H23. 6. 29現在)

〇公立学校

| 区分 | 幼児•児童 | ₫•生徒(人) | 教職員(人) | |
|--------|-------|---------|--------|------|
| | 死亡 | 安否不明 | 死亡 | 安否不明 |
| 幼稚園 | 7 | 2 | 0 | 0 |
| 小学校 | 160 | 26 | 11 | 3 |
| 中学校 | 64 | 11 | 3 | 0 |
| 高等学校 | 75 | 12 | 1 | 0 |
| 中等教育学校 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 公立学校計 | 311 | 51 | 16 | 3 |

〇私立学校 (単位:人)

| 区分 | 幼児・児童・生徒(人) | | 教職員(人) | |
|--------|-------------|------|--------|------|
| | 死亡 | 安否不明 | 死亡 | 安否不明 |
| 幼稚園 | 58 | 3 | 2 | 1 |
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高等学校 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 中等教育学校 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 63 | 5 | 2 | 1 |

(2) 施設被害(調査継続中) (H23. 6. 29現在)

| 区分 | 学校•施設(数) | 被害額(億円) | 摘要 |
|-----------------|----------|---------|----------------------|
| 県立学校 | 91 | 265 | 教職員宿舎2施設 の被害額を含む |
| 市町村立学校 | 663 | 510 | 共同調理場45施設 の被害額を含む |
| 社会教育施設 | 591 | 285 | |
| 文化財施設 | 297 | 58 | |
| 国立学校施設 | 5 | 690 | |
| 研究施設等 | 5 | 14 | |
| 私立学校 ※6月1日現在 | 251 | 114 | 専修・各種学校を 含む |
| 計 | 1, 903 | 1, 936 | |

(3) 県立学校等への避難状況 (H23. 6. 23現在)

| 区分 | 学校•施設(数) | 避難者数(人) |
|---------------------------|----------|----------|
| 県立学校 | 5 | 496 |
| 社会教育施設 | 1 | 19 |
| 計 | 6 | 515 |
| ピーク時(H23.3.16) | 22 | 7, 300 |
| (参考) 県全体ピーク時(H23.3.14) | 1, 183 | 320, 885 |

2 宮城県教育における主な課題と取組状況

(1) 県立学校における課題と取組状況

A. 高等学校

- ① 各種行事の調整
 - ▶大地震発生後の休校措置,授業打切り
 - ▶一般入試合格発表日の延期, 第二次募集の延期
 - ▶始業式・入学式の延期
- ② 学校支援
 - ▶県立学校支援チームの派遣(被災10校に延べ352人)
- ③ 被災生徒への支援
 - ▶第二次募集における選抜手数料,寄宿舎料,入学金の免除
 - ▶被災者教育相談フリーダイヤルの開設(2か月で334人)
 - <今後の対応>
 - ▶学用品·制服等の支援
 - ▶奨学金の弾力的運用(償還猶予・償還時期の弾力化)
 - ▶被災生徒を対象とした奨学金の設置
 - ▶心のケアの充実(カウンセラーの長期派遣等)

- ④ 新卒者の雇用確保
 - ▶関係経済団体に採用内定確保の要請
 - ▶キャリアアドバイザー, 就職支援推進員等による就職支援
 - ▶未内定者や内定取消し卒業生の臨時職員として県立学校等で採用
- ⑤ 学校再開への取組
 - ▶被災生徒の他県への転入学の弾力的取扱いについて全国都道府 県教委へ要請
 - ▶復旧の目途が立たない学校の施設確保・通学手段確保
 - <今後の対応>
 - ▶転入学の弾力化(課程・学科を超えた受入れ、考査の軽減化、出願書類の簡略化、受講手数料免除、転入学機会を月1回保障)

B. 特別支援学校

- ① 各種行事の調整
 - ▶大地震発生後の休校措置,授業打切り
 - ▶始業式・入学式の延期
- ② 学校再開への取組
 - ▶被災児童生徒の他県への転入学の弾力的取扱いについて全国都 道府県教委へ要請
 - ▶給食設備·実習機械等の破損を踏まえたカリキュラム編成の弾力化
 - ▶避難所にいる児童生徒に配慮したスクールバス運行調整
 - ▶教員の避難所等への訪問による心のケア・指導の実施
 - ▶スクールカウンセラーによる心のケア対応
 - ▶遠隔地から通学している生徒の寄宿舎一時利用

(2) 市町村立学校における課題と取組状況

- ① 被災生徒への支援
 - ▶心のケアの充実(スクールカウンセラーの緊急派遣,教育事務所の専門カウンセラー相談日の充実)
 - ▶養護教諭の派遣による健康相談・衛生管理支援等の充実
 - ▶被災者教育相談フリーダイヤルの開設(2か月で278人)
 - <今後の支援>
 - ▶保護者を失った児童生徒のケアのためのスクールソーシャルワー カーの活用
- ② 学校再開への取組
 - ▶被災児童生徒の他市町への受入の弾力的取扱いについて県内 各市町村教委へ依頼,他県への転入学の弾力的取扱いについて 全国都道府県教委に要請
 - ▶教科書, 学用品·教材等の手配
 - ▶給食再開のための食材物流支援, 衛生指導, 栄養指導
 - ▶校舎の応急危険度調査の実施(文科省, 他県職員の協力による)
- ③ 市町村教育委員会への指導主事, 事務職員の派遣
 - <今後の対応>
 - ▶弾力的な教育課程の編成
 - ▶給食施設の衛生指導強化、完全給食に向けた支援

(3) 甚大な被害を受けた公立学校に係る支援

- ① 教職員の加配に係る特別措置
 - ▶義務教育諸学校 216人, 高等学校25人
- ② 他県からの教員及び技術職員派遣の受入
 - ▶1都1県から73人の教員派遣の受入
 - ▶1都4県から6人の技術職員派遣の受入
- ③ 臨時講師の県内外からの募集
- ④ 緊急学校支援員の配置
 - ▶退職学校職員等を任用し、児童生徒の心のケアや学校教育活動の 復旧に向けた取組のサポート
- ⑤ 被災した教職員に対する支援
 - ▶自らも被災しながら厳しい環境の中で学校現場を支える教職員の心のケアを実施(カウンセラーの派遣)

(4) 学校以外の教育関係施設等

- ① 社会体育施設・社会教育施設
 - ▶被災した施設が多い中,被災の少なかった施設は,多くが被災者の 避難場所等に利用
 - ▶県総合運動公園は,遺体安置所,海外救助隊・県外消防救助隊等 各種支援活動の拠点として利用

② 文化財

- ▶指定文化財については、文化庁や所有者等と調整し、修理・修復に 係る調査計画を策定
- ▶緊急的処置が必要なものは, 文化財レスキュー事業等を活用し避 難処置等を実施
- ▶埋蔵文化財包蔵地(遺跡等)は、復旧・復興事業に係る調査等届出の弾力的運用
- ▶特別名勝「松島」については、震災復興と保存管理の調和を図るため、有識者、関係自治体首長等からなる会議を設置

(5) 学校等における放射線量の測定 ほか

- ① 学校等における放射線量の測定
 - ▶全市町村に空間放射線測定器が配布されることにより、県内すべて の学校で測定できる体制の整備
 - ▶プールの水質について、東北大学の協力を得て、県内49校でサンプル調査の実施(6~8月)
- ② 文部科学省・他都道府県からの支援
 - ▶支援物資・支援職員(養護教諭・教員・スクールカウンセラー等)の 派遣受入
 - ▶内閣総理大臣を始め、文部科学大臣政務官、文部科学審議官に要望
 - ▶文部科学大臣, 副大臣との懇談
 - ▶文部科学省から応急危険度調査のため延べ64人の職員の派遣
 - ▶国の第一次補正予算において,各種支援策等の措置(学校施設等の復旧,被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の創設による各学校段階における就学支援,スクールカウンセラーの緊急派遣によるメンタルヘルスケア対策)

3 宮城県教育振興基本計画について

- ◆計画策定 平成22年3月
- ◆計画期間 10年間 (平成22年度~平成31年度)

10年後の目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健や かな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

6つの基本方向

基本方向1

学ぶ力と自立する力の育成

- ①小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進
- ②基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

基本方向4

信頼され魅力ある教育環境づくり

- ①教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- ②開かれた学校づくりの推進

基本方向2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- ①感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援
- ②健康な体づくりと体力・運動能力の向上

基本方向5

- 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり
- (1)親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
- ②地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり

基本方向3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

〇一人一人の教育的二一ズに応じた特別支援教育の 推進

基本方向6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- ①地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- ②文化財の保護と活用

宮城県の特徴的取組

●「志教育」の推進

く「志教育」とは>

子どもたちが自己の適性・能力の的確な理解のもとに、社会において将来どのような役割を果たせるのか、また果たすべきなのかを主体的に考えながら、よりよい生き方を目指し、志を立て、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育。

- ▶郷土の復興・再建に力を発揮できる人づくりを進めていくうえで, 志教育の必要性はますま す高まっている。
- ▶子どもたちの心のケアに加え、志教育を行うことで、震災体験というマイナスを一人一人の 心の財産としてプラスにもっていくことができ、心の復興につなげていくことができる。

●「協働教育」の推進

家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要さを認識し、相互に連携し支え合いながら、家庭や地域の教育力向上を図るなど、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを推進する。

4 今後の教育復興において目指すべき方向性 ~宮城の対応から見た国への提案~

●当面の対応 (震災後2~3年)

方向性1

児童生徒の心のケア

方向性2

安全・安心な学校機能の復旧と 復興に向けた魅力ある学校づくり

方向性3

沿岸地域への重点的な支援

●中・長期的な対応 (震災後10年程度)

方向性4

未来を生き抜く力の育成

方向性5

学校の防災機能・防災拠点機能の強化

児童生徒の心のケア

東日本大震災では、その甚大な被害に伴い、自らの命の危険性や家族や友人の死亡、生活環境の変化などにより、多くの児童生徒が心にさまざまなダメージを受けたことから、児童生徒の心のケアの充実に取り組み、心の健康の回復を図る。

- ▶学校·市町村教育委員会·県教育事務所へのカウンセラーの配置·派遣体制の強化
- ▶全小中学校の全学年について35人学級編成の実施, これに見合う教職 員の定数配置
- ▶精神科医・臨床心理士・地域の人材などの活用による相談体制の強化
- ▶教職員や保護者等を対象とした研修による心のケアに関する理解促進
- ▶相談体制等の周知

安全・安心な学校機能の復旧と 復興に向けた魅力ある学校づくり

被災施設の復旧を急ぐとともに、津波により壊滅的な被害を受けた県立学校については、各地域の復興の方向性等を踏まえ計画的に施設を整備し、魅力ある学校づくりを行う。また、被災地区の学校を中心に、教職員の人的体制の強化と心身の健康の確保に努め、安全・安心な教育環境を確保する。

- ▶被災学校施設の早期復旧
- ▶津波により壊滅的被害を受けた県立学校に係る
 - ・仮設校舎の早期整備
 - ・仮設校舎整備までの間の移転先校舎の確保、通学手段の確保
 - ・被災地の復興の方向性や将来の社会構造・産業構造の変化等を踏まえた計画 的な施設整備(単なる原状復旧にとどまらない再建)
- ▶被災地区学校を中心とした教職員等の人的体制の強化, 生徒指導・教育相談体制 の充実, 教職員に対するカウンセリング体制の充実
- ▶未撤収のがれきや汚泥を原因とする感染症の発生の予防、衛生管理等

沿岸地域への重点的な支援

津波により特に甚大な被害を受けた宮城県沿岸部では、住居や職などを失い、不安定な生活を余儀なくされている県民が少なくなく、児童生徒を取り巻く家庭学習環境、経済環境などの悪化が懸念されることから、その改善・安定化に向けて重点的に支援することにより、児童生徒が安心して勉学できる環境の整備を図る。

- ▶児童生徒,教職員の心のケア
- ▶被災した学校施設の早期復旧,他校への移転を余儀なくされた県立学校 の生徒に対するスクールバス等の運行による通学支援
- ▶学習ボランティアを活用した地域学習支援センターの運営による児童生徒 の家庭学習活動支援
- ▶教科書, 副教材, 学用品等の給与
- ▶育英奨学資金貸付手続きの簡素化と償還猶予等

未来を生き抜く力の育成

困難な状況に置かれても、夢と志をもって未来を切り開いていくことのできる人材育成が極めて重要であることから、様々な震災体験を今後の教育活動に生かしながら「志教育」を積極的に推進することで、郷土の復興に力を発揮し、力強く社会を生き抜く力を持った人づくりを進める。

- ▶学校における「志教育」推進計画の策定と、その効果的展開の支援
- ▶指導主事の派遣による学校の学力向上に関する取組の指導
- ▶学校との協働による子どもたちを育てる地域リーダーの養成
- ▶学校と地域とが効果的に連携して活動を行うための協力事業所等の登録・ 活用(みやぎ教育応援団事業)
- ▶学校と家庭, 地域社会, 企業等との「つなぎ機能」の強化

学校の防災機能・防災拠点機能の強化

このたびの震災における経験(多数の児童生徒に人的被害が発生,帰宅不能となった児童生徒が数日間校内で孤立,避難所指定の有無にかかわらず多くの学校が長期間避難所として利用され学校教育活動が制約)を踏まえ,今後の災害に備え,ハード・ソフト両面から学校の防災機能と地域防災拠点機能の強化を図る。

- ▶すべての県立学校の児童生徒が当該校で数日間避難生活を送ることのできる物資を備蓄するなど防災機能の確保
- ▶防災教育の充実を図る防災教育主任の新設. 全小中高校に配置
- ▶高次防災拠点に位置づけられた県立学校に, 自立的な機能(衛星通信機器, 発電設備, プールの水等の貯水ろ過装置, 救護備品等)を付加
- ▶来る災害に備え、被災校の再生・復興の支援組織体制の整備
- ▶地域全体で防災機能をさせるため、家庭・地域・学校の連携・協働に向けた助言・コーディネータの養成
- ▶ボランティア体験発表会や交流事業,体験談集の発行による学校教育へ のボランティア教育の組入体制の整備